

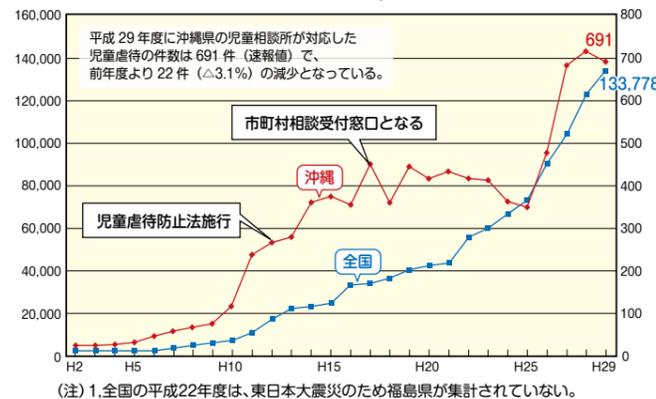
11月は「児童虐待防止推進月間」！ 未来へと命を繋ぐ189(いちややく)児童虐待は社会全体で解決すべき問題です！

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。
厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、沖縄県においても、月間中は児童虐待問題について社会的関心を高めるため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

児童虐待の現状

平成29年度の県児童相談所における児童虐待処理件数(速報値)は691件となっており、ここ数年高止まりの傾向を示しています。虐待の種類では、心理的虐待が52.7パーセントで最も多く、次に身体的虐待となつております。

■児童虐待相談対応件数の年次推移(全国・沖縄)

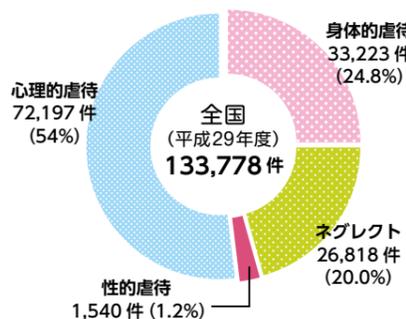
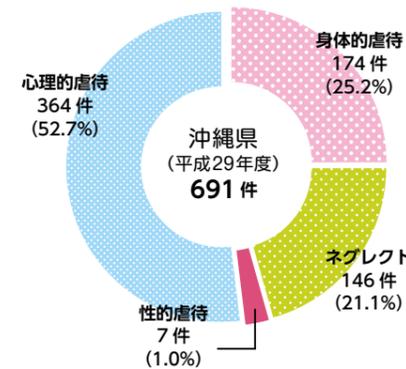


児童虐待かも?と思ったら

「児童虐待の防止等に関する法律」では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならぬ」と定めています。現に虐待を受けている子どもを発見したときはもちろんですが、虐待を受けているのではないかと感じたら、迷わず通告してください。

通告を受け、市町村、県福祉事務所または児童相談所で虐待があつた

■虐待種別対応件数の状況



たかとうかの確認を行います。たとえ間違つてあつても、通告者が責任を問われることはありません。また、通告を受けた市町村や児童相談所は、通告者特定する情報を漏らしてはならないと法律で定められていますので、ご安心ください。
県民の皆様からの早期の通告が、虐待の未然防止・早期発見につながり、子どもを虐待から守る大きな一歩となりますので、ご協力よろしく願います。

児童虐待とは?

児童虐待防止法では、保護者がその監督・保護する児童(18歳未満の者)に対して行う次のような行為と定めています。

身体的虐待

- ・殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる
- ・熱湯をかける、おぼれさせる
- ・たばこの火を押しつける
- ・投げ落とす、逆さづりにする
- ・冬に部屋の外に閉め出す
- ・意図的に子どもを病気にさせるなど

ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

- ・児童を家に残したままたびたび外出したり、車などに長時間放置したりする
- ・病気になるのに病院に受診させない
- ・下着などを替えさせず不潔なままにする
- ・適切な食事を与えない
- ・登校する意志がある児童を登校させないなど

心理的虐待

- ・言葉で脅かす
- ・他の兄弟と著しく差別的な扱いをする
- ・児童を無視したり拒否的な態度を示す
- ・児童の心を傷つけるような言動をする
- ・配偶者やその他の家族などに対し暴力を振るうなど

性的虐待

- ・児童への性交、性的暴行
- ・性的行為の強要
- ・性器や性交を見せる
- ・児童ポルノの被写体にするなど



このような児童を見つれたり、疑いがある場合は以下の連絡先へ通告します。

窓口	電話番号	相談時間
県中央児童相談所 (おきなわ子ども虐待ホットライン)	098-886-2900	24時間・365日
県中央児童相談所 宮古分室	0980-75-6505	8:30~17:15 (祝祭日、年末年始、 児童の日を除く月~金)
県中央児童相談所 八重山分室	0980-88-7801	
県コザ児童相談所	098-937-0859	
各市町村の担当窓口	-	各市町村によって 異なります

または、**児童相談所 全国共通ダイヤル 189**

※お住まいの地域の児童相談所に繋がります。
※一部のIP電話からはつながりませんのでご注意ください。

※現に虐待が行われ、児童の身体に危害が加えられているなど、緊急の場合は「110番通報」してください。

児童虐待を防ぐために

保護者の方へ

「子育てがうまくできずに自分を責めてしまつたりイライラして、つい子どもに当たつてしまつたり後悔する」「周りに助けをくれる人がいない」「子どもに関して悩みを抱えていませんか。」

このような場合はひとりで悩まず、地域の子育て支援センターや市町村の担当窓口、または児童相談所などに相談しましょう。適切なアドバイスを受けられるとともに、必要に応じた支援が受けられることがあります。

地域の方へ

児童虐待は、孤立した子育ての中で発生しやすいといわれています。児童虐待を防ぐためには、地域全体で子育て家庭を温かく見守り、支えていくことが大切です。声をかける、困つていたら手助けをするなど、あなたのちょっとした優しさや心遣いが、大きな支えとなります。



「しつけ」と「虐待」は違います。

しつけとは、基本的な生活習慣や社会のルール・マナー、他人への思いやりなど、生きていくために必要な事を子どもが身につけられるよう、子どもの発達や理解力にあわせて働きかけることです。子どもの人権を無視し、暴力などで子どもを脅したり、従わせたりすることではありません。たとえ保護者が「しつけのため」と思っている、その行為により子どもの心身を傷つけ、発達が阻害されるのであれば、それはしつけではなく虐待です。



●こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)

各市町村においては、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。

●赤ちゃんを揺さぶらないで!

赤ちゃんがなにをやっても泣き止まないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣き止まないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、脳や網膜に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣き止まない時は、赤ちゃんを安全な場所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。

講演会のお知らせ

児童虐待防止推進講演会

どんなSOSにも寄り添いたい ~誰にも言えない妊娠相談の現場から~

講師：中島かおり氏(一般社団法人にんしんSOS東京代表理事)
日時：平成30年11月1日(木)19:00~21:00
場所：沖縄市民小劇場あしびなー

感情的にならない子育て ~子どもと向き合い、育むためのヒント~

講師：高祖常子氏(育児情報誌miku編集長)
日時：平成30年11月20日(火)18:30~20:30
場所：北部生涯学習推進センター(名桜大学横)
日時：平成30年11月21日(水)10:30~12:00
場所：うるま市健康福祉センター うるみん

トラウマを抱えた子ども達 ~DV・性暴力・虐待から子ども達を守るために~

講師：中島幸子氏(NPO法人レジリエンス代表)
日時：平成30年11月26日(月)18:30~20:30
場所：八重山合同庁舎 2階大会議室
日時：平成30年11月27日(火)18:30~20:30
場所：宮古合同庁舎 2階講堂

生きる力をとりもどす ~子どももおとなも孤立しない・させないために~

講師：森田ゆり氏(エンパワメント・センター主宰)
日時：平成30年12月16日(日)13:30~16:00
場所：沖縄県総合福祉センター 結ホール

全て入場無料・事前申し込み制

(電話でのお申し込み)

NPO法人おきなわCAPセンター 電話：070-6591-7159

問い合わせ 青少年・子ども家庭課 電話：098-866-2174 FAX：098-868-2402